

最高裁秘書第4239号

令和元年8月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京地方裁判所がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

平成30年10月9日前10時半頃に発生した、東京地裁の男性裁判官が女性に棒のようなもので殴られるという事件に関して東京地裁が作成し、又は取得した文書

(2) 苦情の申出がされた日

平成30年12月13日付け（同月14日受付）

2 答申番号

令和元年度（情）答申第9号

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）